

別表5 修理基準

| | | | |
|------------|--|---|--|
| 敷地 | 敷地の形状・境界 建築物の位置・種別 | ・維持修理。又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。 | |
| 建造物 | 構造 | ・維持修理。又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理。なお、復旧にあたっては伝統的構法とする。 ・旧状を損なわないよう、然るべき構造補強を図る。 | |
| | 階数 | ・維持修理。又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。 | |
| | 規模 | ・維持修理。又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。 | |
| | 色彩 | ・維持修理。又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。 | |
| | 屋根 | 形式 | ・維持修理。又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。 ・既存の部材をできる限り再用する。 ・補足材は、可能な限り現状のものに合わせる。 |
| | | 勾配 | |
| | | 材料 | |
| | | 色彩 | |
| | | 軒樋 | |
| | 下屋 | 材料 | ・維持修理。又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。 ・既存の部材を出来る限り再用する。 ・補足材は、できる限り現状のものに合わせる。 |
| 庇軒 | | | |
| 勾配 軒先高さ | | | |
| 木部 | ・維持修理。又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。 ・既存の部材を出来る限り再用する。 ・補足材は、できる限り現状のものに合わせる。 | | |
| 壁 | | | |
| 開口部 | | | |
| 基礎 | | | |
| | 内部意匠 | ・内部を公開する場合に限り、維持修理、又は履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。 ・既存の部材をできる限り保存活用する。 | |
| 工作物 | 石段・石垣 | ・維持修理。又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。 | |
| | その他の工作物 | ・既存の部材をできる限り保存活用する。 | |
| 環境物件 | 樹木・水路・古道等 | ・現状維持及び保全に努める。 ・原則、維持修理。又は、履歴を調査の上、然るべき旧状に復原修理する。 | |

※ 復原修理が困難な箇所については、修景基準を準用する。

※ 履歴が不明なときは、建築特性に準じる。

別表6 修景基準

| | | 主屋 | 付属屋 | |
|---------------|--|--|--|---|
| 建築物・工作物の位置、種別 | | ・原則として、敷地の履歴、旧状を考慮した上、建築物・工作物の位置を決定する。 | | |
| 建築物 | 構造 | ・真壁造とする。 | ・真壁造又は大壁造とする。 | |
| | 階数 | ・二階建とする。 | ・二階建以下とする。 | |
| | 規模 | ・間口5～5.5間、奥行8～9間程度とする。 (大土町は、間口4～5間、奥行8～9間程度とする。) | ・周囲の伝統的建造物と調和のとれた規模とする。 ・同一敷地内の主屋の規模を上回らないものとする。 | |
| | 高さ | ・周囲の伝統的建造物と調和のとれた高さとする。 | | |
| | 色彩 | ・周囲の伝統的建造物と調和のとれた色彩とする。 | | |
| | 屋根 | 形式 | ・切妻造または入母屋造の棧瓦葺きとする。全体を単純な形状とし、大棟は建物中心に設ける。 | ・切妻造の棧瓦葺きとする。全体を単純な形状とし、大棟は原則として建物中心に設ける。 |
| | | 勾配 | ・4寸5分～5寸程度とする。 | ・4寸5分～5寸程度とする。 |
| | | 入口方向 | ・妻入とする。 | — |
| | | 材料 | ・赤褐色系粘土瓦(隅切りおとし・四九判)とする。 ・瓦の形状や納まりは、周囲の伝統的建造物と調和したものとする。 | |
| | | 棟石 | ・棟石を据える場合は、凝灰岩のものを使用する。 | |
| | | 煙出 | ・設置する場合は、周囲の伝統的建造物の形式に倣う。 | — |
| | 軒 | 軒 | ・軒の出(蟻羽)は900mm程度とする。 ・納まりは周囲の伝統的建造物と調和したものとする。 | ・一軒とする。漆喰仕上げのものは軒を鉢巻とする。 ・納まりは周囲の伝統的建造物と調和したものとする。 |
| | | 樋 | ・設ける場合は銅製とし、形状については伝統的建造物と調和したものとする。 | |
| | | 下屋 | 配置 | ・少なくとも妻面、および両平面の3面に連続して設ける。 |
| | 下屋 | 材料 | ・屋根と同じ瓦を用いる。 | |
| | | 勾配 | ・4～4寸5分程度とする。 | ・4～4寸5分程度とする。 |
| | | 樋 | ・屋根と同じとする。 | |
| | 木部 | ・素木またはベンガラ塗りとする。 | | |
| | 壁 | ・漆喰仕上げ、中塗り仕上げ、若しくは中塗り風仕上げのいずれかとする。 ・腰壁は下見板張り、または洗い出し仕上げとする。 ・妻壁は、東立・通し貫の形式とする。 | ・漆喰仕上げ、中塗り仕上げ、若しくは中塗り風仕上げのいずれかとする。 ・腰壁は下見板張り、または洗い出し仕上げとする。 | |
| | 開口部 | ・周囲の伝統的建造物と調和のとれたものとする。 | | |
| 建具 | ・最も外側に木製建具(雨戸)を設ける。 ・二階妻面には、中央部に左右対称の開口部を設ける。窓幅は一間程度とする。 | ・外側は木製とする。 ・住居とする場合は、開口部は極力減らすものとする。 | | |
| 出入口 | ・玄関は妻側中央部に設ける。玄関ポーチは設けない。 | ・周囲の伝統的建造物と調和のとれたものとする。 | | |
| 戸袋 | ・縦板張りとする。 | ・設けない | | |
| 庇 | ・周囲の伝統的建造物の形式に倣う。 | | | |
| 雪囲い | ・木製とし、周囲の伝統的建造物と調和のとれたものとする。 | | | |
| 建築設備等 | ・建物周囲の道路から望見できる位置をさける。やむを得ず道路から望見できる場合は、塗装や囲いの設置等により周囲の景観と調和したものとする。 | | | |
| 工作物 | 石垣、石積、石段 | ・原則として、周囲の形式と調和のとれたものとする。 | | |
| | その他の工作物 | ・原則として、周囲の形式と調和のとれたものとする。 | | |

※ 詳細が不明なときは、「別表4 特性表」を参考とする。

別表7 許可基準

| 建築物・工作物の位置、種別 | | 原則として、敷地の履歴、旧状を考慮した上、建築物・工作物の位置を決定する。 | |
|---------------|--|---|---|
| 建築物 | 構造 | ・歴史的風致を損なわないものとする。 | |
| | 階数 | ・原則として、二階建以下とする。 | |
| | 規模 | ・周囲の伝統的建造物と調和のとれた規模とする。 ・付属屋は、同一敷地内の主屋の規模を上まらないものとする。 | |
| | 高さ | ・周囲の伝統的建造物と調和のとれた高さとする。 | |
| | 色彩 | ・歴史的風致を損なわないものとする。 | |
| | 屋根 | 形式 | ・原則として、切妻造または入母屋造の檼瓦葺きとする。 |
| | | 勾配 | ・原則として、4寸5分から5寸程度とする。 |
| | | 材料 | ・原則として赤褐色系粘土瓦とする。 |
| | | 軒廻り | ・軒の出と納まりは、周囲の伝統的建造物と調和したものとする。 |
| | 下屋 | 配置 | ・主屋は原則として妻面及び平面に設ける。付属屋は一面のみに設ける、または設けなくてもよい。 |
| | | 材料 | ・歴史的風致を損なわないものとし、原則、屋根と同様の材料を用いる。 |
| | | 形式 | ・勾配、高さ、軒の出、材料、樋とも、周囲の伝統的建造物と調和したものとする。 |
| | 樋 | ・歴史的風致を損なわないものとする。 | |
| 外壁 | ・原則として、木製板張り、土壁仕上げなど、周囲の伝統的建造物と調和したものとする。 | | |
| 開口部 | ・歴史的風致を損なわないものとし、位置、形状、形式、及び色彩は、周囲の伝統的建造物と調和したものとする。 | | |
| 庇 | ・周囲の伝統的建造物と調和したものとする。 | | |
| 建築設備等 | ・建物周囲の道路から望見できる位置をさける。やむを得ず道路から望見できる場合は、塗装や囲いの設置等により周囲の景観と調和したものとする。 | | |
| 工作物 | 石垣、石積、石段 | ・原則として、歴史的風致を損なわないものとする。 | |
| | その他の工作物 | ・原則として、歴史的風致を損なわないものとする。 | |
| 環境整備 | 自動販売機 屋外設備 屋外広告物 | ・自動販売機、ごみ収集箱、観光案内板などの道路占有物は、歴史的風致が損なわないものとする。 ・広告物は自家用広告に限るものとし、屋根上には設けない。 | |
| | 土地の形状の変更 | ・変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。 ・空き地や法面などは、歴史的風致を損なわないものとする。 | |
| | 車庫・駐車場等 | ・駐車場等の舗装をする場合は、茶色系のカラーコンクリート、洗い出し舗装、もしくは脱色アスファルト等、色彩に配慮する。 ・屋根付き駐車場は付属屋の許可基準に従う。 | |
| | 木の伐採 | ・伐採後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。 | |
| | 木の植栽 | ・空き地や法面などに植栽する場合は、歴史的風致を損なわないものとする。 ・外来種は用いない。 | |
| | 土石類の採取 | ・採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。 | |